

静岡県防災工キスパートの活用に関する協定書

静岡県防災工キスパートの活用に関する協定書

静岡県土木部長（以下「甲」という。）及び静岡県都市住宅部長（以下「乙」という。）とNPO法人静岡県地域づくり研究会理事長（以下「丙」という。）とは、丙が設置する静岡県防災工キスパート（以下「防災工キスパート」という。）の活用について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 甲及び乙は、静岡県が管理する別表に掲げる公共土木施設等の損傷又は危険箇所の情報収集及び大規模災害時における被災箇所の情報収集を、円滑かつ効率的に実施するため、NPO法人静岡県地域づくり研究会に登録した防災工キスパートを活用し、事故の未然防止及び的確な災害対策の推進並びに被災地域の早期復旧を図る。

（活動の内容）

第2条 防災工キスパートは、自己の責任において、平常時及び大規模災害発生時に次に掲げる活動を行い、当該施設を管轄する事務所の長（以下「事務所長」という。）に通報するものとする。この場合において、大規模災害発生時とは、静岡県内で気象庁が震度6弱以上を発表した時及び地震、風水害等により大規模な災害が発生した時をいう。

（平常時）

（1）防災工キスパートの居住地又は勤務地周辺の公共土木施設等について、損傷状況の把握を行う。

（2）事務所長の要請により、公共土木施設等に関する損傷状況の調査を行う。

（大規模災害発生時）

（1）防災工キスパートの居住地又は勤務地周辺の公共土木施設等又は当該施設等の周辺の被災状況の把握を行う。

（2）事務所長の要請により、公共土木施設等に関する被災状況の調査を行う。

（費用の負担）

第3条 前条に規定する活動に係る費用は、丙が負担するものとする。

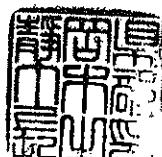
（疑義の解決）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年4月18日

甲 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県
土木部長 古川博



乙 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県
都市住宅部長 村松靖



丙 静岡市葵区瀬名1丁目13-31
NPO法人静岡県地域づくり研究会
理事長 鈴木



別表（第2条関係）

公共土木施設等

- (1) 道路
- (2) 河川
- (3) 海岸
- (4) 砂防
- (5) 急傾斜
- (6) 地すべり
- (7) 港湾
- (8) 公園
- (9) 下水道
- (10) (1)～(9)に掲げるもののほか、これらに類する施設

NPO 法人静岡県地域づくり研究会 静岡県防災エキスパート実施要綱

第1 目的

静岡県防災エキスパート実施要綱（以下「実施要綱」という）は、公共土木施設等の損傷又は危険箇所の情報収集、及び大規模災害における被災箇所の迅速な情報収集等の活動を、ボランティアとして行う「防災エキスパート」の活動について必要な事項を定め、「公共機関」が迅速かつ的確な事故・災害の防止、及び被災地域の早期復旧等を図れるように支援することを目的とする。

第2 定義

この実施要綱において「防災エキスパート」とは、平常時における公共土木施設等の損傷情報の収集と、大規模災害発生時における被災情報の迅速な収集等の活動を自主的かつ無報酬で行うこととし、「NPO 法人静岡県地域づくり研究会」の会員で「防災エキスパート」に登録した者をいう。

- 2 この実施要綱において「公共機関」とは、静岡県内における公共土木施設等の建設、維持管理等を行う国、県及び市町の行政機関をいう。
- 3 この実施要綱において「防災エキスパート事務局」（以下「事務局」という）とは、防災エキスパートの登録、防災エキスパートとの連絡・調整などを、公共機関と協力・連携して防災エキスパートの活動を支援する機関をいう。
- 4 この実施要綱において「大規模災害発生時」とは、以下の場合をいう。
 - (1) 静岡県内で気象庁が「震度6弱」以上を発表した場合。
 - (2) 地震及び風水害等により大規模な災害が発生した場合。

第3 防災エキスパートの要件

防災エキスパートは、以下の要件を備える者とする。

- (1) 公共土木施設等の整備・管理等について専門的知識経験を有し、当該施設等の被害状況の把握ができる等の知識を有する者。
- (2) 心身ともに健康であり、自己の責任において平常時及び大規模災害発生時に、自己の可能な範囲で無報酬の防災エキスパートとして活動に参加できる見込みがある者。
- (3) 静岡県内に在住し、緊急時に、防災エキスパートとして活動できる見込みがある者。
- (4) 被災地域の早期の復旧等に誠意を持って対応し、関係する公共機関や一般のボランティア及び地域住民等と協調して活動できる者。

第4 防災エキスパート事務局の設置

防災エキスパートの円滑な活動と運営を図るため、NPO 法人静岡県地域づくり研究会に事務局及び連絡所を設置する。

2 事務局は、NPO 法人静岡県地域づくり研究会の「防災エキスパート部会」に置く。連絡所は、東部、静岡、志太・榛原及び西部の各支部長の居宅とする。

第5 防災エキスパート事務局の所掌事務

事務局は、以下の事務を所掌する。

- (1) 防災エキスパートの登録事務
- (2) 防災エキスパート名簿の作成、保管
- (3) 公共機関からの出動要請の防災エキスパートへの連絡、依頼
- (4) 防災エキスパートからの自発的出動の報告の受理
- (5) 防災エキスパートの出動状況の記録作成、保管
- (6) 防災エキスパートへの防災情報等の提供
- (7) 防災エキスパートの研修、訓練等の実施
- (8) 防災エキスパートの活動に必要となる物資等の可能な範囲での提供、貸与
- (9) 活動中の事故等による本人の障害等や、第三者への損害に対処するための障害保険等の加入、及び保険加入料の支弁
- (10) 他の防災エキスパート事務局等との連絡調整

(11) その他、本制度の円滑かつ的確な運営を図るために必要な事項

第6 防災エキスパートの登録

防災エキスパートに登録する者は、事務局に登録申請書（別紙1）を提出する。

防災エキスパートの登録内容を変更、又は取り消しをする場合も同様とする。

2 事務局は、防災エキスパートとして登録する者から登録申請書を受けて、申請者に登録書（別紙2）及び登録証（別紙3）を発行する。

第7 防災エキスパートの活動

防災エキスパートは、自己の責任において、平常時及び大規模災害発生時に、可能な範囲で次に掲げる活動を行い、当該施設を管理する公共機関が定める者（以下「施設管理者」という。）に通報する。

<平常時>

- (1) 防災エキスパートの居住地又は勤務地周辺における公共土木施設等について、損傷状況の把握を行う。
- (2) 施設管理者の要請により、公共土木施設等に関する損傷状況の調査を行う。
- (3) 上記（1）、（2）については、様式1により報告する。なお、緊急を要する場合には、報告様式を問わない。

<大規模災害発生時>

- (1) 防災エキスパートの居住地又は勤務地周辺における公共土木施設等及び当該施設周辺の被災状況の把握を行う。
- (2) 施設管理者の要請により、公共土木施設等に関する被災状況の調査を行う。
- (3) 上記(1)、(2)については、様式2により報告する。なお、緊急を要する場合には、報告様式を問わない。

第8 活動対象

防災エキスパートの活動対象は、NPO法人静岡県地域づくり研究会と「静岡県防災エキスパートの活動に関する協定書」を締結した公共機関が管理する公共土木施設等とする。

2 大規模災害発生時の出動依頼は、以下により行う。

- (1) 防災エキスパートの出動を依頼しようとする施設管理者は、その旨を事務局又は連絡所へ連絡する。
- (2) 施設管理者から要請を受けた事務局又は連絡所は、速やかに防災エキスパートに出動依頼を行う。
- (3) 連絡を受けた防災エキスパートは、可能な範囲内で指定の場所に参集する。
- (4) 事務局又は連絡所は、参集可能者の状況を当該施設管理者に連絡する。

第9 活動の記録

防災エキスパートは活動の記録を作成し、事務局又は連絡所に報告する。事務局は、これを整理・保管する。

第10 防災エキスパートの活動支援

事務局は、防災エキスパートの活動が円滑に行われるよう、公共機関に以下の支援を要請する。

- (1) 活動にあたって必要となる物資等の可能な範囲での提供、貸与。
- (2) 防災エキスパートの訓練、研修等にあたっての援助。
- (3) 防災エキスパートへの必要な情報の提供。
- (4) その他、本制度の円滑かつ的確な運営を図るための必要な事項。

第11 その他

この実施要綱に変更が生じたときは、事務局は公共機関と調整し、その都度改訂する。

2 その他、この実施要綱に必要な事項については、別途に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年12月16日から一部改訂して施行する。

(様式 1)

損傷状況等の通報記録

施設管理者： 事務所長 様

(課／ 支所)

通 報	年月日	平成 年 月 日	時 刻	午前、午後 時 分
	氏 名		電話番号	
	登録番号	()	F A X	
損 傷 箇 所	確認年月日：平成 年 月 日			
	市 町 村		地先 地内	
	(目標物又はX Y 座標値)			
施 設 区 分	道 路：砂防河川：港 湾 河 川：急傾斜地：公 園 海 岸：地すべり：下 水 道		(河川・路線名等)	
損 傷 状 況 等				
略 図				
処 理 事 項	(事務所で記入する。)			
	確認年月日：平成 年 月 日			

* 提案事項のある場合、パトロール実施の場合は、別紙を添付する。

(様式2)

【静岡県防災エキスパート情報伝達用紙】

		整理番号	
氏名 (登録番号)	(登録番号：)		
住所	〒 _____	電話： _____	
活動区分	要請	自主	
要請者 (要請の場合)			
要請内容 (要請の場合)			
活動年月日	平成 年 月 日		
活動時間	(24時間表記で記入) 自宅出発時刻： 時 分	参集時刻： 時 分	
参集場所			
参集方法			
被 害 ①	河川・路線名	被害箇所	(目標物又はX Y座標 値)
	(被害内容)		
被 害 ②	河川・路線名	被害箇所	(目標物又はX Y座標 値)
	(被害内容)		
その 他の 被 害	(周辺の建物等)		

(別紙-1)

平成 年 月 日

特定非特定営利法人
静岡県地域づくり研究会理事長 様

住 所

加入申込み及び登録申請者

氏 名

静岡県地域づくり研究会加入申込書
静岡県防災エキスパート登録申請書

静岡県地域づくり研究会の会員として加入を申し込み、静岡県防災エキスパートとして登録を申請します。

フリガナ 氏 名				
生年月日 血液型	生年月日：昭和 年 月 日 血液型： 型			
住 所 及び 連絡先	〒_____			
	自宅電話			
	携帯電話			
	FAX			
	Eメール			
勤務先 及び 連絡先	〒_____			
	勤務先			
	電話			
	FAX			
主な活動場所 (土木事務所管内)	東 部	静 岡	志太榛原	西 部
	下 熱 沼 富	静	島	袋 浜
	田 海 津 士	岡	田	井 松

「主な活動場所」の欄は、居住する地域の土木事務所を○で囲んで下さい。

(別紙-2)

第 号

NPO法人静岡県地域づくり研究会
静岡県防災エキスパート登録書

氏 名： 様

登録番号： _____

住 所：

静岡県地域づくり研究会の会員として、静岡県防災エキスパートに登録します。

平成 年 月 日

静岡市葵区瀬名1丁目13番31号
NPO法人静岡県地域づくり研究会
理 事 長

(別紙-3)

第 号

NPO法人静岡県地域づくり研究会
静岡県防災エキスパート登録証

氏 名	
生年月日	
血液型	
住 所	
発行年月日	

静岡市葵区瀬名1丁目13番31号
NPO法人静岡県地域づくり研究会
理 事 長

N P O 法人静岡県地域づくり研究会
防災エキスパート活動マニュアル【防災エキスパート編】

1 主旨

この「防災エキスパート活動マニュアル【防災エキスパート編】」は、実施要綱第7に定める平常時及び大規模災害発生時における「防災エキスパートの活動」内容について、基本的事項を定める。

2 主な活動内容

- (1) 平常時は、以下のような活動を行い、収集した情報を施設管理者に通報する。
- ① 居住地又は勤務地周辺における公共土木施設について損傷状況の把握
 - ② 事務所長等の要請に基づき公共土木施設に関する損傷状況等の調査
- (2) 大規模災害発生時は、以下のような活動を行い、収集した情報を施設管理者に通報する。
- ① 居住地又は勤務地周辺における公共土木施設等及びその周辺部の被災状況の把握（周辺の生活道路の被災状況、被災箇所への緊急輸送ルートが確保できるか等）
 - ② 事務所長等の要請に基づき公共土木施設等に関する被災状況等の調査

3 活動形態

- (1) 平常時の活動地域は、登録の際に、事務局が指定した地域（県内を東部、静岡、志太榛原、及び西部の4地域に分けて、そのいずれかの地域）で活動する。
- ① 施設管理者への通報は、損傷状況等の通報記録（様式1）による。
 - ② 提案事項がある場合は、提案事項調書（様式3）による。
 - ③ 集団で公共土木施設等の点検・巡視（パトロール）をした結果は、防災点検パトロール記録（様式4）を、様式1に添付する。
 - ④ 通報の時期は、損傷状況を確認した後、速やかに通報する。ただし、緊急の場合は、電話又はFAXで通報し、その後、書面により提出する。
 - ⑤ 通報手段は損傷状況等通報記録（様式1）に記入し、1部（正）を施設管理者に、1部（写）を事務局（連絡所）へ提出（写真等は省略）する。
- (2) 大規模災害発生時の活動地域は、登録の際に「主な活動場所」と指定した地域とする。
- ① 気象庁から「震度6弱」以上の地震情報が発令され、被災状況の情報収集を「自主的活動」する場合、その開始を事務局（連絡所）に連絡する。連絡が取れない場合は、施設管理者に連絡する。
 - ② その被災状況等の情報は、施設管理者に報告する。施設管理者と連絡が取れない場合は、事務局（連絡所）に連絡する。

- ③ 「自主的活動」を終了する場合は、事務局（連絡所）に連絡する。この時、翌日以降の「自主的活動」の可否について、併せて事務局（連絡所）に連絡する。
- ④ 「自主的活動」に出動できない場合は、翌日以降の活動可否と合わせて、事務局（連絡所）に連絡する。
- ⑤ 事務局から出動依頼があった場合は、所定の場所（施設管理者指定）に参集する。なお、出動依頼は、あらかじめ防災エキスパートの出動可否の確認を行った上で依頼されるもので、出動を強要されるものではない。
- ⑥ 出動要請により活動をする場合には、施設管理者の指示に基づき行動し、静岡県防災エキスパート情報伝達用紙（様式2）により、自宅周辺から参集する途上の被災状況を報告する。
- ⑦ 出動依頼による活動を終了する場合は、施設管理者に活動の終了する旨を報告する。

4 連絡系統

防災エキスパートは、別紙「防災エキスパート連絡系統図」及び「静岡県地域づくり研究会（防災エキスパート）連絡網」により、連絡及び報告等を行う。

5 活動の停止

- ① 防災エキスパートは、施設管理者の指示による他、自らの判断で活動を中止することができる。
- ② 自らの判断で中止する場合及び自主的活動の場合は、事務局（連絡所）へ連絡する。
- ③ 依頼による出動の場合において、活動を停止する時には、施設管理者及び事務局（連絡所）の双方に連絡する。

6 研修会等

活動に関する研修会、講習会等が開催される際には、積極的に参加する。

7 その他

- ① 防災エキスパートの活動は、個人の自由意志による無報酬のボランティア活動である。このため、NPO 法人静岡県地域づくり研究会は、防災エキスパートの活動中（静岡県地域づくり研究会の活動全般を含めて）における不慮の事故・障害等に備え、ボランティア活動保険に加入する。
- ② 防災エキスパートの活動にあたっては、「静岡県防災エキスパート登録証」を携帯する。

N P O 法人静岡県地域づくり研究会
防災エキスパート活動マニュアル【防災エキスパート事務局編】

1 主旨

この「防災エキスパート活動マニュアル【防災エキスパート事務局編】」は、実施要綱第7に定める平常時及び大規模災害発生時における「防災エキスパート事務局の活動」内容について、基本的な事項を定める。

2 平常時の体制

- ① 事務局は、防災エキスパート及び公共機関並びに各施設管理者と連絡体制を常に明確にしておくとともに、事務局内において充分な体制をとる。
- ② 防災エキスパートの活動が円滑に行えるように、県内の東部、静岡、志太・榛原及び西部に連絡所を置く。
- ③ 事務局は、定期的に業務連絡会議及び研修会等を開催する。
- ④ 研修は、行政機関等の事業概要、管内図等を活用するほか、管内施設の現場見学等を行い、管理施設の現況を十分把握できるようにする。

3 災害時の体制

(1) 「震度6弱」以上の地震が発生し、防災エキスパートが「自主的に情報収集活動」を行う場合

- ① 事務局は、防災エキスパートから「活動開始」の連絡があった場合は、施設管理者に連絡する。ただし、防災エキスパートから「活動開始」の連絡が、直接施設管理者へ入った場合は、施設管理者から報告を受ける。
- ② 防災エキスパートから自主的に「モニター活動を終了」する旨の連絡があった場合は、翌日以降の防災エキスパートとしての出動可否を確認する。
- ③ 事務局は、防災エキスパートの出動可否状況を、可能な限り把握し施設管理者に連絡する。

(2) 大規模災害が発生し、防災エキスパートに「出動を要請」する場合

- ① 事務局は、施設管理者からのFAX等による「出動依頼要請」に基づき、防災エキスパートに出動依頼を行う。
- ② 防災エキスパートの活動記録は、その都度、エキスパート事務局において整理、保管する。

4 その他

- (1) 事務局は、防災エキスパートの活動に対し必要な情報の提供、可能な範囲内の物資等の提供、貸与等を行う。
- (2) 防災エキスパートの活動中における不慮の事故・障害等に備え、全国社会福祉協議会を契約者とするボランティア活動保険に加入する。

(様式3)

提案事項調書

施設管理者： 事務所長 様

(課／ 支所)

提案年月日		平成 年 月 日		
提案者氏名				電話番号
登録番号				F A X
提 案 箇 所	確認年月日	平成 年 月 日		
	場 所	市 郡	町 村	地先 地内
	目標物又はX Y座標値			
施 設 区 分	道 路 : 砂 防 : 港 湾			(河川・路線名等)
	河 川 : 急傾斜地 : 公 園			
	海 岸 : 地すべり : 下水道			
提 案 事 項				
処 理 事 項 等	(事務所で記入する。)			
	確認年月日：平成 年 月 日			

(様式4)

防災点検パトロール記録

実施年月日	平成 年 月 日			
実施時刻	開始：午前・午後 時 分 終了：午前・午後 時 分			
実施者氏名 (登録番号)	(東部／静岡／志太・榛原／西部) (登録番号：)			
実施箇所	事務所管内			
	市 郡	町 村	地先 地内	
国 道	号	~	区間	
主要地方道	線	~	区間	
一般県道	線	~	区間	
河 川	川	左右岸	~	区間
所 見				
作 成 者 氏 名				
損傷状況等の通報記録	有	無		
提案事項調書	有	無		
通報・提出 年月日	平成 年 月 日			

出動要請書

下記のとおり、出動要請を行いますので、防災エキスパートの派遣をお願いします。

要請年月日時	平成 年 月 日	午前・午後	時 分
要請事務所名	事務所長・局長 印		
担当課(支所)名	課・支所	担当者氏名	
活動内容			
活動日	平成 年 月 日 ~ 月 日		
要請人数	人		
参集場所			
活動開始予定時間	開始：午前・午後 時 分		
活動終了予定時間	終了：午前・午後 時 分		
参集場所(地図)			
事務局受付日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
事務局受付者	印		
対応の可否	可 否	連絡済	